

告示改正にあたっての基本的な考え方 骨子案

(参考)

告示改正案では、115番により提供される電報類似サービスが電報と大きく異なることにより115番を利用して電報類似サービスの申込みを行う利用者の利便性が損なわれないようにするため、115番により受付を行うことができる電報類似サービスの範囲を定めています。

改正にあたっては、告示の文言解釈についての基本的な考え方や、運用上の留意事項を公表する予定であり、内容としては以下のようなものを想定しています。

I 「その提供条件が電報に準ずるもの」に関する考え方

電報類似サービスが「その提供条件が電報に準ずるもの」にあたるかどうかについては、以下の事項について考慮しつつ、個別の案件ごとに判断

- サービスの受付時間
- 特定信書便役務として配達可能な地域
- 受付から配達までの所要時間
- 115番による接続方法(電報類似サービス受付のみに接続、利用者の事前選択により電報類似サービス受付に接続) 等

II 特定信書便役務の範囲内での提供に係る留意事項

115番による受付後に電報、郵便や他の信書便事業者のサービスに差し出すもの(差出代行サービス)は、告示に規定する特定信書便役務の受付にあたらぬことに留意 等

III 利用者の混乱を避けるための留意事項

- ① 115番の利用者が、いかなる受付につながっているのかを混乱なく識別できるようにするための留意事項として、サービス名や提供会社名を利用者へ伝達するなどの受付上の対応の確保
- ② 電報の利用を求める利用者への配慮に係る留意事項として、電報への転送やかけ直し案内を行うなどの対応の確保 等

IV 電気通信番号の指定に係る手続上の留意事項

- ① 既に115番の指定を受けており、接続先について、電報類似サービス受付に切り替える場合、又は、電報類似サービス受付を追加する場合は、変更の届出(電気通信番号規則第15条第4項)が必要
- ② これまで115番の指定を受けておらず、115番により電報類似サービス受付に新たに接続する場合、115番の指定を受けるための申請(電気通信番号規則第15条第1項)が必要 等